

監 査 結 果 報 告 書

令和2年1月度

千早赤阪村監査委員

1. 監査対象

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）：教育課

2. 監査期間

月 日	監査対象課
令和 2 年 1 月 17 日（金）	教育課
令和 2 年 1 月 24 日（金）	

3. 監査の対象事務

定期監査

- ・平成 30 年度に実施した監査で指摘・要望した事項に対し提出された措置の状況について
- ・教育課における①報酬・報償費 ②府外出張 ③委託・賃貸借契約 ④各種証明書の発行及び手数料の徴収事務について

4. 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、下記項目について検証した。

1. 支出に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
2. 契約に係る事務は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。
3. 文書管理は関係法令等に基づき、適正に執行されているか。

5. 監査の方法

監査対象課から関係資料、証拠書類の提出を求め、照会調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し、監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、委員報酬について公務員である委員に対し、報酬を不支給とする根拠資料が添付されていない等の不備が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合には、その旨を通知すること。

〈検討又は改善を要する事項〉

定期監査指摘事項

【教育課】

- 1 文化財保護審議会委員報酬について
 - ・委員報酬は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の別表の「附属機関の委員」を適用し支払っているとのことだが、報酬を支払うための決裁にその記載がないため記載すること。
 - ・委員である大阪府の職員に対し、報酬を支払っていないが不支給とする根拠資料が添付されていない。
 - ・規則には、文化財の保存及び活用に要する経費に関することについての諮問に応じると規定されているので、報告ではなく諮問すること。
 - ・起案の決裁過程で、誰がどの時点で修正をしたのか分からないまま決裁された文書があるが、起案者の起案内容が大幅に修正されており、起案内容に変更がある場合は、起案のやり直しが必要。
- 2 生涯学習事業の報酬単価について
 - ・時間単価を決定した根拠となるものがない。何を基準に単価を決定したのか根拠となる資料を決裁文書に添付すること。
- 3 図書広域連携の契約について
 - ・図書の広域連携を開始してからかなりの年数が経過しているため単年度の簿冊のみでは経緯が不明であり担当者が変更すると経緯がわからない。最初に契約した契約書の写しを各年度の簿冊に綴ってはどうか。
- 4 図書システムの契約について
 - ・契約保証金の免除申請が出されているが、契約保証金を免除する旨の決裁がとられていない。
- 5 上赤坂城跡土地借上料について
 - ・保存のために土地を借りているのであれば、教育課であるが活用のためならば観光・産業振興課である。保存のためなのか保存プラス活用のためなのか位置づけること。
 - ・借地する目的を記載した決裁後に、相手方と交渉に入り条件等の協議を整え、条件が整えば借地契約を締結する経過の書類が無く、契約を締結する決裁であるので、経過の分かるように決裁手続きを行うこと。
- 6 千早赤阪村立郷土資料館管理業務委託について
 - ・管理負担区分の表には人件費以外の経費が記載されている。人件費以外の経費も積算金額（予定価格）に計上すること。
 - ・契約保証金の免除申請はされているが免除する決裁がない。
 - ・受託業者である（社）千早赤阪楠公史跡保存会に郷土資料館の一部を使用許可して

いるが、受託業者の事務所も兼ねているのであれば、光熱水費等の費用は負担を求めること。また、委託業務に使用させる事務所であれば、村の負担となる。(村財務規則第90条第7項)

7 社会教育委員報酬について

- ・公務員である委員に対し、報酬を支払っていないが不支給とする根拠資料が添付されていない。
- ・会議の招集は、教育長名で招集しているが、条例には議長が招集する旨、規定されている。条例の規定どおり議長名で招集すること。

8 くすのきホール舞台照明・音響関係操作作業業務委託について

- ・作業報告書により作業完了を確認しているが、書面による確認だけでなく、現場立ち合いによる確認を一度は行うこと。

9 B & G財団全国教育長会議の特別旅費について

- ・管外出張をする場合は決裁をとること。
- ・高額な旅費は概算払い制度を検討すること。

10 学校給食食物アレルギー対応検討委員会委員の報償金について

- ・委員会の委員であるのであれば、報酬として支払う方法を検討すること。